

日本学術振興会特別研究員—DC

平成32年度（2020年度）採用分募集要項

募集要項を一部変更していますので、熟読のうえ申請書を作成してください。

今後、改元が予定されていますが、募集要項公開時点では新元号が決まっていないため、表記の連続性およびわかりやすさの観点から、和暦で表記する箇所については平成の表記を使用しています。

1. 趣旨

優れた若手研究者に、その研究生活の初期において、自由な発想のもとに主体的に研究課題等を選びながら研究に専念する機会を与えることは、我が国の学術研究の将来を担う創造性に富んだ研究者を育成する上で極めて重要なことです。

このため、独立行政法人日本学術振興会（以下「本会」という。）は、我が国の大学院博士課程在学者で、優れた研究能力を有し、当該大学で研究に専念することを希望する者を「特別研究員・DC」に採用し、研究奨励金を支給します。

2. 対象分野

人文学、社会科学及び自然科学の全分野

3. 採用区分・採用予定数

特別研究員・DC 1（大学院博士課程在学者） 700名程度

特別研究員・DC 2（大学院博士課程在学者） 1,100名程度

※ 採用予定数は予算の状況により増減することがあります。

4. 申請資格

申請資格は、採用区分に従い以下のとおりです。採用時においてこの申請資格を満たしている必要があります。（博士課程については大学院設置基準に基づくものとする。早期修了プログラム等、機関独自の制度を利用されている場合は所属大学等研究機関へご確認ください。）

(1) 特別研究員・DC 1（大学院博士課程在学者）

在学年次	平成32年（2020年）4月1日現在、我が国の大学院博士課程に在学し、次のいずれかに該当する者（外国人も含む） ① 区分制の博士課程後期第1年次相当（在学月数12ヶ月未満）に在学する者 ② 一貫制の博士課程第3年次相当（在学月数24ヶ月以上36ヶ月未満）に在学する者 ③ 後期3年の課程のみの博士課程第1年次相当（在学月数12ヶ月未満）に在学する者 ④ 医学、歯学、薬学又は獣医学系の4年制の博士課程第2年次相当（在学月数12ヶ月以上24ヶ月未満）に在学する者 ※ ①～③において、平成32年（2020年）4月に博士課程後期等に進学する予定の者を含む。 ※ 申請後、博士課程において休学をした場合は、申請資格を満たさない場合があるため留意すること。
------	--

(2) 特別研究員・DC 2（大学院博士課程在学者）

在学年次	平成32年（2020年）4月1日現在、我が国の大学院博士課程に在学し、次のいずれかに該当する者（外国人も含む） ① 区分制の博士課程後期第2年次以上の年次相当（在学月数12ヶ月以上36ヶ月未満）に在学する者 ② 一貫制の博士課程第4年次以上の年次相当（在学月数36ヶ月以上60ヶ月未満）に在学する者 ③ 後期3年の課程のみの博士課程第2年次以上の年次相当（在学月数12ヶ月以上36ヶ月未満）に在学する者 ④ 医学、歯学、薬学又は獣医学系の4年制の博士課程第3年次以上の年次相当（在学月数24ヶ月以上48ヶ月未満）に在学する者 ※ 申請後、休学をした場合は、申請資格を満たさない場合があるため留意すること。
------	---

(3) 長期履修学生の申請について

長期履修制度を利用している者は特別研究員には採用されません。よって、長期履修学生の申請は可能ですが、採用年度の4月1日時点において、通常履修に戻る必要があります。また、申請資格については、長期履修制度の利用にかかわらず、「4. 申請資格」の在学年次のおりとなります。

なお、長期履修制度は各機関によって取扱いが異なるため、所属研究機関(大学等)へ確認してください。

(4) 申請資格にかかる休学の取扱いについて

博士課程における休学期間は在学月数に含みません。ただし、休学期間の合計が6ヶ月未満の場合は在学月数に加算し、申請資格の確認をいたします。(例: 在学月数6ヶ月+休学期間6ヶ月→在学月数6ヶ月相当のため申請資格DC1。在学月数7ヶ月+休学期間5ヶ月→合計6ヶ月未満の休学は在学月数に加算し、在学月数12ヶ月相当のため申請資格DC2)

また、休学の単位は月とし、1日の休学でも1ヶ月とみなします。ただし、学期等の都合で機関の取り決めがある場合は取り決めに沿って換算してください。(例: 秋学期が9月25日から開始のため、9月25日～翌年度9月24日までの休学を12ヶ月の休学とみなす等)

5. 特別研究員採用経験者の申請資格

特別研究員採用経験者は、再度申請することはできません。

6. 採用期間

- (1) 特別研究員-DC1: 2020年4月1日から2023年3月31日までの3年間
- (2) 特別研究員-DC2: 2020年4月1日から2022年3月31日までの2年間

7. 受入研究機関(博士課程在学機関)

特別研究員-DC1及び特別研究員-DC2にあつては、在学する我が国の大学院研究科とします。

※大学院設置基準第13条の「研究指導の委託」により、他の大学院又は研究所等(外国の研究機関を含む。)において必要な研究を行うことができます。なお、海外渡航については、「15. 海外における研究活動の奨励」を参照してください。

8. 研究奨励金

平成32年度(2020年度)の支給予定額は以下のとおりです。なお、研究奨励金の額については変更することがあります。

- (1) 特別研究員-DC1: 月額200,000円
- (2) 特別研究員-DC2: 月額200,000円

9. 研究費

特別研究員には、申請書記載の研究計画を行うための研究費として、科学研究費助成事業(特別研究員奨励費)の助成を受けることが可能です。当該研究費の助成を受けるためには、別途、科学研究費助成事業(特別研究員奨励費)に応募する必要があり、本会科学研究費委員会の審査を経て毎年度150万円以内の研究費が交付されます。

10. 申請手続(P8. 参考「申請手続の概要」を参照)【電子申請システムのみで申請を受け付けます】

特別研究員の申請は電子申請システムを通じて受け付けます。(申請書の郵送による提出は受け付けません。)詳細は、本会ホームページ内「電子申請のご案内」から「研究者養成事業」を参照してください。

電子申請のご案内 URL <http://www-shinsei.jsps.go.jp/index.html>

申請書の作成にあたっては、必ず「平成32年度(2020年度)採用分特別研究員申請書作成要領」及び電子申請システムの該当の「操作手引」を熟読してください。

作成要領 URL https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd_sin.html

操作手引 URL <http://www-shinsei.jsps.go.jp/topyousei/download-yo.html>

- (1) 申請手続を行う機関(以下「申請機関」という。)

申請手続は、以下の機関を通じて行ってください。

- ① 特別研究員-DC1: 申請時に在学する大学院又は出身の大学院
(ただし、海外の大学院に在学中もしくは出身の大学院が海外の場合は受入研究機関)
- ② 特別研究員-DC2: 受入研究機関

(2) 電子申請システムによる手続

申請者は、予め申請機関を通じてID・パスワードを取得した上で、電子申請システムにより申請書を提出(送信)してください。

(3) 提出書類 **【紙媒体による申請は受理しません】**

① 申請書 (DC 用)

申請書は次の3つから構成されます。

(ア) 申請書情報 (使用言語: 日本語)

学歴・研究課題等を記載したもの。電子申請システム上で直接入力して作成してください。

(イ) 申請内容ファイル (使用言語: 日本語又は英語)

現在までの研究状況・これからの研究計画・研究成果等を記載したもの。本会ホームページ又は電子申請システムからダウンロードして所定の様式を取得し、作成後、電子申請システムに登録してください。

申請書はモノクロ(グレースケール)印刷を行い審査委員に送付するため、印刷した際、内容が不鮮明とならないよう、作成に当たっては留意してください。

また、申請内容ファイルのPDF化及びアップロードは以下のURLに示す推奨手順に則って行ってください。

推奨手順: https://www.jsps.go.jp/j-pd/data/boshu/naiyo_torikomi.pdf

[留意事項]

人権の保護及び法令等の遵守への対応について

研究計画を遂行するに当たって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取り扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など法令等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合に、どのような対策と措置を講じるのかについて確認の対象となります。例えば、個人情報に伴うアンケート調査・インタビュー調査、国内外の文化遺産の調査等、提供を受けた試料の使用、侵襲性を伴う研究、ヒト遺伝子解析研究、遺伝子組換え実験、動物実験など、研究機関内外の情報委員会や倫理委員会等における承認手続きが必要となる調査・研究・実験などが対象となります。

(ウ) 評価書 (使用言語: 日本語又は英語)

現在の研究指導者(評価者)が作成するもの。電子申請システムをとおして、評価者へ評価書作成依頼を行ってください。評価者は発行されたID・パスワードで電子申請システムにログインし、評価書を作成してください。なお、申請者は評価書の内容を確認することはできません。

② 申請機関において作成する書類 **【紙媒体による提出が必要】**

次の(ア)及び(イ)については、申請機関において電子申請システムを用いて作成してください。

(ア) 平成32年度(2020年度)特別研究員申請件数一覧(兼受入承諾書) …………… 1部

※特別研究員・PDと併せて1部提出

(イ) 平成32年度(2020年度)特別研究員申請リスト …………… 1部

(4) 申請書類の提出方法

申請書類は申請機関を通じて本会へ提出(送信)してください。

11. 本会の申請受付期間

【申請者】

申請機関が指定する期限までに、電子申請システムより申請書を提出(送信)してください。

※機関への提出期限は機関ごとに異なっているため、必ず提出期限を事前に申請機関へご確認ください。

【申請機関担当者】

以下の期限までに、電子申請システム上で申請書を承認(「申請リスト」を確定)し、申請書を本会に提出(送信)してください。

提出(送信)期限:平成31年(2019年)6月3日(月)17:00【厳守】

※上記の期限後に提出(送信)があっても受理しませんので、時間には十分余裕を持って提出(送信)してください。

また、10.申請手続(3)②(ア)(イ)を以下の期間に紙媒体で提出してください。

受付期間:2019年6月3日(月)~2019年6月7日(金)17:00【必着】

※電子申請システムでは手続きが完了していても、10.申請手続(3)②(ア)特別研究員申請件数一覧(兼受入承諾書)と(イ)特別研究員申請リストが受付期間に到着しない場合には、申請を受理しません。提出物の配達遅延、紛失等については原則考

慮いたしませんので、特定記録郵便等、機関側にて本会への到着が確認可能な提出方法を使用してください。本会への到着確認問い合わせには対応いたしません。

<申請書類提出先>

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1 麹町ビジネスセンター

独立行政法人日本学術振興会 研究者養成課 特別研究員募集・採用担当

1.2. 選考及び結果の開示

(1) 選考

選考は、本会の特別研究員等審査会において第一次選考（書類選考）及び第二次選考（面接選考）により行います。ただし、第一次選考（書類選考）合格者のうち、書類選考の結果によっては、第二次選考（面接選考）を免除し、第一次選考をもって採用内定とする場合があります。

第二次選考（面接選考）は、第一次選考（書類選考）合格者のうち、面接選考を要する者について平成31年（2019年）11月下旬から12月中旬頃に行う予定です。第二次選考（面接選考）後、合格者を採用内定といたします。

なお、書面審査は申請者の書面審査区分に応じて6人の専門委員により行います。審査の詳細については、本会「特別研究員」ホームページ上の「選考方法」の項目を参照してください。

特別研究員ホームページ選考方法 URL https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd_houhou.html

主要な審査方針は、以下のとおりです。

[審査方針]

特別研究員・DC1、特別研究員・DC2

- ① 学術の将来を担う優れた研究者となることが十分期待できること。
- ② 研究計画が具体的であり、優れていること。
- ③ 研究計画を遂行できる能力及び当該研究の準備状況が示されていること。

(2) 選考結果の開示

- ① 第一次選考（書類選考）の結果は、平成31年（2019年）10月上旬頃に電子申請システムにより開示し、併せて面接候補者には出欠確認を行う予定です。なお、出欠回答期限は開示後概ね一週間程度です。面接出欠の確認が取れない場合は辞退とみなし、不採用となります。

第一次選考（書類選考）の不合格者には、特別研究員等審査会における各審査項目の評価及び当該書面合議・面接審査区分におけるおおよその順位についても開示します。

- ② 第二次選考（面接選考）の結果（採用内定・補欠・不合格）は、平成32年（2020年）1月上旬までに電子申請システムにより開示する予定です。
- ③ 各結果を開示した際には、本会「特別研究員」のホームページにて、その旨を公表します。
特別研究員ホームページ URL <https://www.jsps.go.jp/j-pd/index.html>
※選考に関する個別の問い合わせには、応じません。

1.3. 申請書類及び選考についての注意事項

- (1) 申請内容ファイルは、本会所定の様式を使用してください。様式の変更、所定様式以外の用紙の追加、指定書類以外の登録は認められません。
- (2) 申請書類の提出（送信）後、その記載事項を変更し、又は補充することは認められません。
また、申請書記載事項については採用後の証明書等に反映されるため、受入研究者の所属、役職等を含め所属機関に確認し、正確に記入ください。
- (3) 申請は1人1件とします。なお、2件以上申請した場合、全ての申請が無効となります。
- (4) 本会は、第二次選考（面接選考）のための旅費は負担しません。
- (5) 申請書類に重大な虚偽が発見された場合は、採用後であっても採用を取り消すことがあります。
- (6) 審査結果は平成32年度（2020年度）採用分にものみ有効です。

1.4. 特別研究員、受入研究者及び受入研究機関の義務等

- (1) 特別研究員は、出産・育児に係る採用中断又は病気を理由とする採用中断の扱いを受ける場合を除き、申請書記載の研究計画に基づき研究に専念しなければなりません。なお、原則として研究課題、研究計画の変更はできません。

また、研究に専念していないと認められる場合、又は研究の進捗状況に著しい問題があるなどの場合に

は、特別研究員の採用を取り消すことがあります。

- (2) 特別研究員は、その採用期間中、特別研究員・DC 1 及び特別研究員・DC 2 が大学院生の身分（大学院設置基準第三十五条に基づく国際連携専攻における連携外国大学院の学籍を含む）を持つことを除き、原則として特別研究員以外の身分を持つことはできません。
- (3) 特別研究員が、常勤職及びそれに準ずる職に就いた場合には、特別研究員の資格を喪失します。
- (4) 特別研究員・DC 1 及び特別研究員・DC 2 が、大学院博士課程を退学停学、休学（出産・育児に係る採用中断又は病気を理由とする採用中断の扱いを受ける期間を除く。）する場合は、特別研究員の資格を喪失します。
- (5) 特別研究員は、毎年度末及び採用期間終了後速やかに研究報告書を提出しなければなりません。（出産・育児に係る採用中断又は病気を理由とする採用中断の扱いを受ける期間が一年度の全てにわたった場合を除く。）
- (6) 特別研究員に採用された者は、上記（5）の義務に加え、毎年度末及び採用期間終了時に研究の進捗状況等についての評価が実施される場合があるため、その時は必要書類を提出しなければなりません。なお、本会が必要と認めた場合は、口頭発表・状況報告等を求めることがあります。
- (7) 上記の義務等に反した場合、又は、研究における不正行為、研究費の不正使用、特別研究員としてふさわしくない行為があった場合には、研究奨励金の支給の停止及び支給済みの研究奨励金の返還要求、又は、特別研究員としての採用を取り消すことがあります。なお、採用時に誓約書の提出を求めます。
詳細は、採用手続時に配布する「日本学術振興会特別研究員遵守事項および諸手続の手引」に定めます。
- (8) 受入研究者及び受入研究機関は、特別研究員の受入れに責任をもち、「日本学術振興会特別研究員遵守事項および諸手続の手引」に定められた事項を遵守するよう指導することに同意したことを示す受入承諾書を採用手続時に提出することとしています。
- (9) 受入研究者及び受入研究機関は、特別研究員に対し研究実施に必要な当該機関の施設・設備・文献・標本資料・通信環境（情報システム、メールアドレス）等の利用について積極的な支援を行ってください。また、特別研究員に係る安全衛生管理について機関内規則に基づき指導してください。

1 5. 海外における研究活動の奨励

世界レベルの研究を推進していく上で海外における研究経験は極めて重要であり、優れた研究者養成の観点から若手研究者の海外における研究活動を積極的に推進することが望まれます。

ただし、「7. 受入研究機関（博士課程在学機関）」に記載の「研究指導の委託」以外で外国の研究機関において研究を行う場合、渡航期間は特別研究員・DC の採用期間の 2/3 以内とします。

※ 特別研究員は学生として海外の大学・大学院に在籍する留学はできません。

1 6. 研究倫理教育の受講等について

特別研究員採用手続書類提出前までに、研究倫理教育に関する教材（『科学の健全な発展のために―誠実な科学者の心得―』日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会、研究倫理 e ラーニングコース e-Learning Course on Research Ethics [eL CoRE]、CITI Japan e ラーニングプログラム等）のいずれかの通読・履修をすること、又は「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定）を踏まえ研究機関が実施する研究倫理教育を受講することが必要です。

1 7. 採用内定後の必要な手続き等について

(1) 採用内定後の資格確認について

採用内定後の諸手続において、提出期日までに採用資格の確認書類等の必要書類を提出できない場合には、採用されません。また、提出書類による確認を行った結果、採用時に申請資格を満たしていない場合も採用されません。

(2) 特別研究員・DC 1、DC 2 申請者の採用内定後及び採用後の学位取得に伴う資格変更について

特別研究員・DC 1 又は特別研究員・DC 2 に採用内定（採用）された者が、大学院を修了し、博士の学位を取得した場合は、採用開始前の場合は採用開始日から、採用後の場合はその翌月から採用期間の残期間について特別研究員・PD に資格を変更します。ただし、資格変更後に支給される研究奨励金は、特別研究員・DC に支給する研究奨励金の額（月額 200,000 円（予定））となります。（申請時に記載された在学予定の大学院（受入研究機関を変更した場合には、その大学院）以外の博士の学位を以て特別研究員・PD に資

格変更することはできません。)

(3) 他のフェローシップ・奨学金等について（貸与型を含む。）

- ① (独) 日本学生支援機構等奨学金の貸与を受けている者が特別研究員として採用された場合には、当該奨学金を辞退してください。（「18. 個人情報の取扱い」ただし書き参照）
- ② 外国人留学生については、日本政府（文部科学省）奨学金、(独) 日本学生支援機構の学習奨励費及び母国の奨学金等を受けている者が特別研究員として採用された場合には、当該奨学金等を辞退してください。（「18. 個人情報の取扱い」ただし書き参照）
- ③ 採用期間中は、国内外を問わず、他のフェローシップ・奨学金等同種の資金を本会以外から受給することはできません。
- ④ 採用期間中に、他の機関から同種の資金を受けていたことが確認された場合には、特別研究員の採用を取り消すとともに、支給済みの研究奨励金の返還要求を行うことがあります。

(4) 研究奨励金の課税について

特別研究員に支給される研究奨励金は、税法上給与所得とみなされ課税の対象とされています。

(5) 他の研究費等の受給について

特別研究員・DC 採用中においても、本会以外から助成される研究費を受給すること又は助成を受けた研究者から研究費の配分を受けることが可能です。また、本会若手研究者海外挑戦プログラムとの併願及び重複受給も可能です。

これらの研究費等を受給するためには、「日本学術振興会特別研究員遵守事項および諸手続の手引」に定める所定の要件を満たす必要があるため、必要な手続きや詳細については、本会ホームページ内の「日本学術振興会特別研究員遵守事項および諸手続の手引」を参照してください。

※毎年度改定されるため、採用時のものとは異なります。

遵守事項および諸手続の手引 URL https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd_tebiki.html

(6) 報酬の受給について

採用期間中は、特別研究員制度の趣旨を踏まえ本会で例外的に認めているものを除き、報酬を受給することはできません。詳細については本会ホームページ内「日本学術振興会特別研究員遵守事項および諸手続の手引」を参照してください。

(7) 関連情報について

過去数年の申請状況、申請書様式等を本会「特別研究員」のホームページで公開しています。

18. 個人情報の取扱い

申請書類に含まれる個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び本会の「保有個人情報等保護規程」に基づき厳重に管理し、日本学術振興会の業務遂行のみに利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）します。ただし、特別研究員・DC 1 又は DC 2 に採用された者については、重複確認のため（独）日本学生支援機構に個人情報の一部を提供することがあるので、ご承知ください。その他、採用後の研究遂行のための海外渡航情報を本会の海外研究連絡センターに情報提供する場合があります。

なお、特別研究員に採用された場合、氏名、審査区分、研究課題名、受入研究機関、所属、受入研究者の職・氏名及び研究報告書が公表されます。

19. 採用終了後の調査への協力義務

我が国の学術の振興や特別研究員制度の充実等を図るため、特別研究員採用経験者に対し、採用終了時及びその後の10年間程度まで、就職等の現況調査等を行っています。本調査への協力を特別研究員採用の条件とするので、ご承知ください。

なお、本調査や特別研究員制度の検討に際し、採用終了後であっても連絡をすることがあるため、連絡先の住所・就職先・Eメールアドレス等が変更になった場合は速やかに本会に届け出てください。

20. 本募集に関する連絡先

独立行政法人日本学術振興会 研究者養成課 特別研究員募集・採用担当

電話：(03)3263-5070 (ダイヤルイン) E-mail：yousei2@jsps.go.jp

受付時間：月曜～金曜日（祝日を除く。）9：30～12：00 及び 13：00～17：00

特別研究員ホームページ：<https://www.jsps.go.jp/j-pd/index.html>

申請に関するQ&A：https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd_qa.html

申請書作成要領、申請書（申請内容ファイル）等は、本会「特別研究員」のホームページ内「申請手続き」の「募集要項(PD・DC2・DC1)」よりダウンロードしてください。

※電子申請システムの操作等に関するご相談は下記までご連絡願います。

電子申請システム コールセンター

電話：(0120) 556-739

受付時間：月曜～金曜日（祝日を除く。）9：30～17：30

(申請手続の概要)

- ① 【申請機関担当者】日本学術振興会電子申請システム利用申請書（研究者養成事業用）を、郵送にて本会へ送付します。（既に研究者養成事業用のID・パスワードを取得済の申請機関は引き続き使用できるので再取得する必要はありません。）
- ② 【本会】申請機関担当者にID・パスワードを発行し、電子メール及び郵送で送付します。
- ③ 【申請者】申請機関担当者へ申請者用ID・パスワードの発行依頼を行います。ID・パスワードは、特別研究員事業（PD・DC2・DC1・RPD）と共通して使用することが可能です。
- ④ 【申請機関担当者】申請機関用ID・パスワードで電子申請システムにアクセスし、申請者用ID・パスワードを取得します。
- ⑤ 【申請者】申請機関担当者※から申請者用ID・パスワードを受領します。
- ⑥ 【申請者】は、本会「特別研究員」ホームページ（<https://www.jsps.go.jp/j-pd/index.html>）内「申請手続き」の「募集要項（PD・DC2・DC1）」の「申請書等様式」から「申請内容ファイル」をダウンロードします。（ID・パスワード不要）
- ⑦ 【申請者】受領したID・パスワードで電子申請システムにアクセスし、画面に従い以下を行います。
 - ・申請書情報（Web入力項目）を入力
 - ・評価書作成者へ評価書の作成を依頼
 - ・⑥で作成した申請内容ファイルを登録
 （注）⑦～⑩の手続きは、4月上旬に平成32年度（2020年度）採用分の申請書新規作成画面が公開されてから可能となります。
- ⑧ 【申請者】評価書が提出済みの状態になった後、申請書情報及び申請内容ファイルに不備がないか確認し、不備がなければ「確認完了・提出」操作を行い、申請機関担当者※に申請書を提出（送信）します。
- ⑨ 【申請機関担当者】申請書一式の内容等に不備がないかを確認します。不備がない場合は申請書一式を承認（「申請リスト」を確定）し、申請書一式を本会に提出（送信）します。
- ⑩ 【申請機関担当者】申請件数一覧及び提出用申請リストを電子申請システムより印刷し、本会へ郵送にて提出します。

※印を付した申請機関担当者の業務の一部は、機関によっては部局担当者が行う場合もあります。

<申請手続イメージ>

